

介護福祉士等修学資金貸付申請書
(介護福祉士・社会福祉士修学資金用)

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様 年 月 日

申請者(自署) 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 印
生年月日 年 月 日

介護福祉士等修学資金の貸付けを次のとおり関係書類を添えて申請します。
また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

貸付希望種別	1 介護福祉士修学資金 2 社会福祉士修学資金
在学する養成施設等の 名称・学部学科・ 卒業予定等	第 学年在学 入学年月： 年 月 卒業予定： 年 月
	就業の状況 1 就業していない 2 就業している(勤務先名称)
貸付希望期間及び金額 (貸付金額は万円単位)	① 修学費月額____万円を 年 月から 年 月 までの____か月分で _____万円(月額5万円以内) ② 入学準備金 _____万円(20万円以内) ③ 就職準備金 _____万円(20万円以内) ④ 国家試験受験対策費用(介護福祉士修学資金のみ) _____万円(4万円以内) ⑤ 計(①+②+③+④) _____万円
貸付金の返還方法	1 月賦 2 半年賦
他の奨学金の受給又は 申請の有無	1 無し 2 申請中(申請先) 3 受給中(他の修学資金の名称)
卒業後の希望就職先 (施設の種別・業種等)	第1希望
	第2希望

注 「貸付希望種別」、「就業の状況」、「貸付金の返還方法」及び「他の奨学金の受給又は申請の有無」の欄は、該当する番号に○で囲むこと。

○申請者の世帯状況

世帯構成	氏 名	続 柄	年 齢	月所得(円)	職業(会社員・自営業・学生等)
申請者					
家計支持者					
世帯の月所得合計額					円

注 世帯全員の直近の状況を記入すること。

○連帯保証人（本人が自署のこと）

（裏面）

申請者が介護福祉士等修学資金の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人1】 申請者と別生計を営む者

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳) ⑥		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

【連帯保証人2】 申請者の法定代理人

ふりがな 氏名（年齢）	----- (満 歳) ⑥		
申請者との続柄		収入（月収）金額	円
住所・電話番号	〒	TEL	
職業及び勤務先	【職業】①会社員 ②自営業（ ）③その他（ ） 【勤務先】 TEL		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「介護福祉士等修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

添付書類

- 養成施設等の長の推薦書（第1-③号様式）
- 世帯全員の住民票（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの）
- 家計支持者の収入を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村の所得証明書等）
- 連帯保証人の収入を証明する書類（前年の源泉徴収票の写し、確定申告書（控）の写し又は市町村の所得証明書等）
- 中高年離職者に該当する申請者は離職をしたことを証明する書類

注 「中高年離職者」とは、養成施設等の入学時に45歳以上の者であり、離職して2年以内の者